

第3章 地域の整備計画

第1節 農業農村整備事業管理計画

本町は、農業の安定的な発展を促進するため、認定農業者等担い手の育成及び確保を図りながら、経営規模の拡大、経営改善の支援や生産基盤の整備、また農地の利用集積を進め、亜熱帯の有利性を生かした高生産性農業の確立を図り、農業を魅力ある産業として育成することに努めています。現在、本町の農業及び農村の振興を図るため、以下の事業について実施中及び導入を計画しています。

表 3.1 主な農業農村整備事業実施地区一覧

事業名	地区名	事業量	予定期
県・(競) 水利施設等保全高度化事業	嘉手浦 (畠担い手支援)	畠かん更新 217.3ha	R5～R11
県・(競) 水利施設等保全高度化事業	手久津久 (畠担い手支援)	畠かん 66.1ha	R6～R14
県・(競) 水利施設等保全高度化事業	花良治 (畠担い手支援)	畠かん 42.7ha	R7～R15
県・(競) 水利施設等保全高度化事業	湾頭原 (畠担い手支援)	畠かん 24.2ha	R8～R16
県・(競) 水利施設等保全高度化事業	城久 (畠担い手支援)	畠かん 92.3ha	R9～R17
県・(競) 水利施設等保全高度化事業	島中 (畠担い手支援)	畠かん 66.4ha	R10～R18
県・(防) 用排水施設等整備事業	喜界 (用排水施設)	排水路 1,149m	R2～R9
県・(防) 用排水施設等整備事業	第二喜界 (用排水施設)	排水路 450m	R10～R15
県・(防) 防災重点農業用ため池緊急整備事業	盛原 (ため池)	堤体工1式	R3～R7
県・(防) 防災重点農業用ため池緊急整備事業	野口1号ため池 (ため池)	ため池改修1式	R10～R14
団・農業水路等長寿命化・防災減災事業のうち 防災減災対策	志戸桶ため池 (廃ため)	廃止ため池1式	R4～R5
団・農業水路等長寿命化・防災減災事業のうち 防災減災対策	上の当ため池 (廃ため)	廃止ため池1式	R5～R6
団・農業水路等長寿命化・防災減災事業のうち 防災減災対策	新池3号ため池 (廃ため)	廃止ため池1式	R5～R6
団・農業水路等長寿命化・防災減災事業のうち 防災減災対策	早町ため池 (廃ため)	廃止ため池1式	R6～R7
団・農業水路等長寿命化・防災減災事業のうち 防災減災対策	西迫ため池 (廃ため)	廃止ため池1式	R6～R7
団・農業水路等長寿命化・防災減災事業のうち 防災減災対策	坂嶺3号ため池 (廃ため)	廃止ため池1式	R7～R8
団・農業水路等長寿命化・防災減災事業のうち 防災減災対策	坂嶺ため池 (廃ため)	廃止ため池1式	R8～R10
団・農業水路等長寿命化・防災減災事業のうち 防災減災対策	佐手久ため池 (廃ため)	廃止ため池1式	R7～R8
団・農業水路等長寿命化・防災減災事業のうち 防災減災対策	坂嶺4号ため池 (廃ため)	廃止ため池1式	R8～R10

事業名	地区名	事業量	予定期
団・農業水路等長寿命化・防災減災事業のうち 防災減災対策	東常ため池 (廃ため)	廃止ため池 1式	R7～R8
県・(交) 農地整備事業（畠担い手支援）	喜界北部	土層改良 300ha 区画整理 2.2ha 排水路 2880m	H30～R11
県・(交) 農地整備事業（畠担い手育成）	手久津久	区画整理 69.7ha 集落道 331m	H21～R5
県・(交) 農地整備事業（畠担い手育成）	荒木中央	区画整理 93.9ha 集落道 300m	H23～R12
県・(交) 農地整備事業（畠担い手育成）	中里	区画整理 84.6ha	H26～R21
県・(交) 農地整備事業（畠担い手育成）	大朝戸	区画整理 23.5ha	H30～R9
国営かんがい排水事業	喜界島地区	受益面積 2,257ha (畠) 喜界第2地下ダム(新設) 1箇所 喜界地下ダム(改修) 1箇所 揚水機場(新設) 1箇所 揚水機場(改修) 4箇所 用水路(新設) L=15.4km(8路線) 用水路(改修) L=2.1km(2路線) ファームボンド(新設) 2箇所 ファームボンド(改修) 6箇所 その他かんがい施設 水管理施設(新規及び改修) 他	R3～R17

出典：令和5年度農業農村整備事業管理計画
国営かんがい排水事業「喜界島地区」事業概要 パンフレット

第4章 農業農村整備事業における整備計画

第1節 広域的整備計画

本町の社会環境・生産環境・自然環境の特性に基づき、町全域を対象として配慮する事項について広域的整備計画を策定します。

また、この広域的整備計画を踏まえて、エリア区分を行い、各エリアの環境保全の対応方針を示し、さらに、農業農村整備事業を実施するうえで必要な環境配慮対策の基本方針を整理します。

それぞれの環境特性に基づいてエリア区分を行い、町全域を対象として計画的・段階的に向上させる必要があり、地域全体として一貫性を持たせる必要がある以下の項目について方針づけます。

なお、エリア区分は厳密な線引きではなく、また、土地利用などを規制・制限するものではありません。地域特性や環境評価等に基づいて、一定の地域をくくり、共通の環境保全・整備を目指す範囲を設定したものです。

1. 生態系ネットワーク

樹林環境や水環境、生態系の保全や生息環境の復元を図るための環境整備について、本町の緑や水のネットワークを明確にし、土地利用の基本方針について定めます。

分断された生物の生息環境を連続させてネットワーク化することで、生物の移動や分散が可能となり、より安定した生態系を形成することができます。

本町の生物相の安定した存続、あるいは個体数の減少した生物の回復を図り、将来にわたって生物多様性が確保される地域を実現するために、保全すべき自然環境や優れた自然条件を有しているエリアを核としてこれらを有機的につなぐことにより、生息・生育空間のつながりや適切な配置が確保された生態系ネットワーク（エコロジカル・ネットワーク）を形成していくことが必要です。

のことにより、野生生物の生息・生育空間の確保だけでなく、良好な景観や、人と自然とのふれあいの場の提供、水環境の改善など多面的な機能が発揮されることが期待されます。また、生物の移動・分散経路が確保されていれば、種の存続の確率を高めることにつながると考えられます。

表 7.1 生物が利用する生息環境（例）

	樹林地	ため池	湧水系の池、水路	水田	水路	河川	海
■水路・河川・海を利用するもの 例：ウナギ、ヨシノボリ類、テナガエビ類、スマエビ類、カニ類など						↔	↔
■水田・水路・河川を利用するもの 例：メダカ、スマガエル、ツチガエル、アオモンイトンボなど				↔	↔		
■ため池と水路・海を利用するもの 例：クロヨシノボリなど		↔			↔	↔	
■水田とため池・水路を利用するもの 例：ゲンゴロウ類、タイコウチ、オオスオカラトンボなど		↔			↔	↔	
■ため池とその周辺の緑を利用するもの 例：ギンヤンマ、マユタテアカネ		↔					
■水域と樹林地を利用するもの 例：ニホンアカガエル、アカハライモリ			↔	↔			
■農地やその周辺の緑を利用するもの 例：イチモンジセシリ、ベニシジミ、シロチョウ			↔	↔			
■林縁を好むもの 例：ニホンアマガエル、ムラサキシジミ、アゲハチョウ類、ジャノメチョウ類			↔				

出典：「農業農村整備事業における生態系配慮の技術指針」(社)農業土木学会,2007年を加工

(1) 緑のネットワーク

山林や樹林地、防風林、生垣、農地や農道、河川・水路沿いの緑地は、鳥類、昆虫類、両生類、ほ乳類等の動物の休息や繁殖等の生息環境として利用されるだけでなく、移動経路としての役割も果たしています。しかし、開発や整備などによって緑地の分断が進行しています。

今後は、貴重な緑を保全していくとともに、分断された緑地については、在来種による樹種の選定や配置等を検討し、地域性と周辺環境に配慮した緑を創出することで連続性を確保し、緑のネットワーク化に努めます。

■特性

- 防風林は鳥類の留まりや隠れ処、爬虫類の採餌や生息環境として利用されています。
- 海岸植生として、サンゴ礁上では、海側の先端からイソマツ群落に始まり、ミズガンビ群落、コウライシバ群落、ハリツルマサキ群落が形成されています。砂丘地では、グンバイヒルガオ群落に始まり、モンパノキ群落、クサトベラ群落、アダン群落が形成されています。モンパノキやクサトベラの群落は、潮風や飛砂の影響緩和に加え、海岸景観を担っています。
- 路傍ではハチジョウスキ・チガヤ・カラムシ等が生育しており、昆虫類の生息環境、爬虫類の隠れ処や移動経路として利用されています。
- 農地周辺や休耕地の緑地は、昆虫類の生息環境、爬虫類・両生類の餌場や隠れ処、移動経路に利用されています。
- 樹林地においては、アカショウビンなどの鳥類、オキナワキノボリトカゲなどの爬虫類等が生息しており、採餌や生息環境として利用されています。

■土地利用の基本方針

- ◆森林・樹林地は、希少な動植物の生息・生育環境のみならず、水資源のかん養・防災等公益的役割を果たしているため、森林資源の整備と保安林の指定及びその適切な管理に努めます。
- ◆農地や法面の裸地を少なくし、土砂等の流出防止に努めます。
- 畑地帯の防風林は、野生生物の生息環境としての保全と畑地景観を引き立てるとともに、農地と樹林を結ぶ緑のネットワークとして保全します。
- ◆農村の身近な生物の多様性に配慮した農地法面や防風林等の維持管理に努めます。
- ◆農地や集落の防風林や生垣は、単一的な樹種による構成ではなく、多様性の高い樹種で形成し、喜界島らしい農地景観や集落景観を保全します。
- ◆樹林地と隣接農地のネットワークを確保する視点から、排水路等による区域の分断化に留意し、一定区間の暗渠化や、在来種による植生の回復に配慮した整備を推進します。

(2) 水のネットワーク

水辺環境は、鳥類、昆虫類、魚類、両生類等多くの動植物の繁殖、成長のための生息環境となっています。水深の浅い場所では、水際の状態と人為的な水位変動により、水辺移行帯が形成され、周辺の樹林地と併せて多様な生物の生息・生育環境となるるとともに、移動経路の拠点となっています。

このように、様々な動物の生息環境への移動障害が生じないよう湿地、水路、ため池、樹林地等の連続性と水量・水質の確保に配慮する必要があり、渇水期にも水溜りとなるような恒久的な水域を確保し、生物の供給源として機能させることができます。

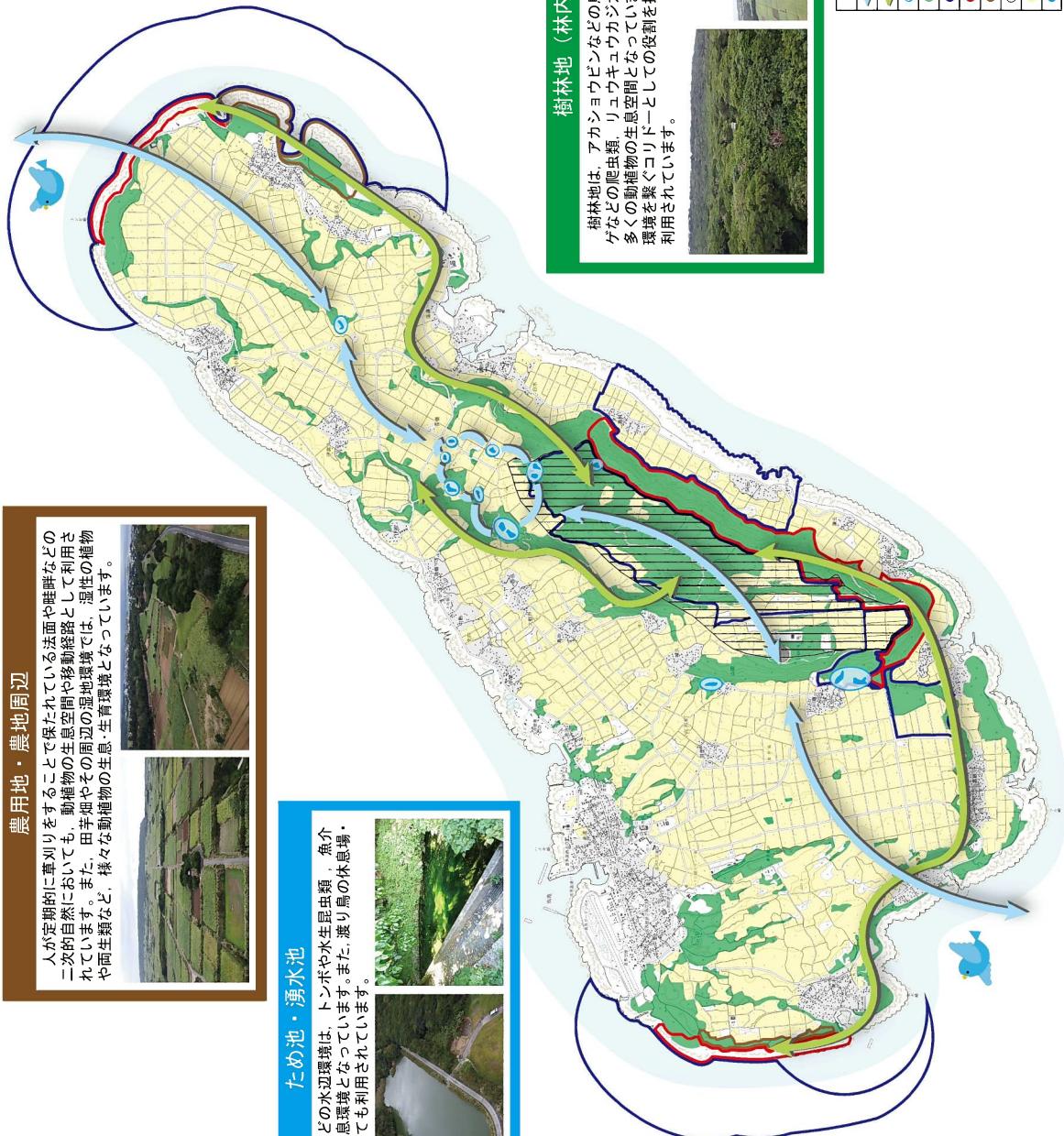
■特性

- ため池などの開放的な水面は、渡り鳥などの休息場や採餌場として利用され、周辺を取り囲む樹林地は、鳥類や両生類の隠れ処や生息空間として利用されています。また、湿性植物が生育する沿岸帶では、コガタノゲンゴロウなどの水生昆虫類やトゲナシヌマエビなどのヌマエビ類の産卵場など、生息空間として利用されており、外周部にある緩傾斜の沿岸帶が有する移行帯は、ため池や樹林地を利用する生物の生息空間に加え、移動経路としての役割を有しています。
- 各地域にある湧水池は、ベニトンボなどのトンボ類の産卵・成長の場となっており、ミナミテナガエビなどのテナガエビ類の生息空間や産卵場として利用されています。
- 田芋畑は、本町にある農地の中で唯一水辺環境のある農地となっており、ベニトンボなどの昆虫類やリュウキュウカジカガエルなどの両生類の産卵・成長の場として利用されています。また、周辺の樹林地においても、隠れ処などに利用され田芋畑と含めて生息空間として利用されています。

■水辺環境の基本方針

- ◆環境保全型農業の推進による水路やため池、地下水、海域の水質保全を図ります。
- ◆土砂流出防止対策を周知・徹底し、水路やため池、海域の生態系を保全します。
- ◆農業用の排水路整備においては、両生類の這い上がり等に配慮した構造を検討し、ネットワークの分断を回避します。
- ◆各種整備により湿地環境が改変される場合においては、両生類等の生息環境・水生昆虫の生息場として湿地環境を保全するように配慮します。
- ◆ため池整備においては、抽水植物帶、沈水植物帶、浮葉植物帶などが生育できる、水辺移行帯（エコトーン）を形成し、周辺の樹林地と併せて多様な動植物の生息・生育環境となるとともに、移動経路の拠点となるように配慮します。

図7.1 水と緑のネットワーク図





一息コラム

日本型ビオトープネットワーク

ビオトープネットワークⅡ（財団法人 日本生態系協会）

日本におけるビオトープネットワークの構成要素としては、農地、ため池、農業水路、農用林（雑木林）、屋敷、生垣、鎮守の森、畦畔木、草地、畦畔、草地を主要なものとしてあげることができます。こうした環境要素は、それ一つがかつて、ビオトープとして機能していたのではなく、それらが相互につながりある一つのシステムとして（ビオトープネットワーク）を形成し、このシステムが全体として、農村環境の多様な生物相を支えていました。

個々の環境要素の質は、環境構成要素相互の適切なつながりの中にあるときのみ、長期にわたって保障されます。トンボの平均移動距離は約1kmです。したがって、豊かなトンボ層がため池において長期にわたって維持されるためには、ため池間の距離が1km以上離れないことが必要です。鳥類散布型の植物種に注目した場合の森林存続の可能性についても、樹林地間が0.7km以上離れないことが必要です。構成要素の一つの消滅は、残された構成要素の孤立化を促進し、結果的に他の構成要素の生態的な質にも悪影響を与えることになります。

圃場整備計画を策定する場合には、広域的な動植物調査を詳細に実施し、地域の環境構造と地域の種供給ポテンシャルを把握し、圃場整備を絶好の機会として、この機会にかけている環境の構成要素を補充し、ビオトープネットワークを完成させるといった考え方方が重要です。



ため池

第2節 地域別整備計画

広域的整備計画を踏まえて、町全域を対象としてエリア区分を行い、エリア毎に環境配慮の基本方針を整理します。

なお、エリア区分は環境保全・整備の対応方策を重点的に進めるべき地域として設定するもので、各エリアの範囲はおおよその目安です。

1. エリア別整備方針

(1) 生態系保全エリア

生態系保全エリアは、自然と共生する環境を積極的に保全に努めるエリアとして設定します。

樹林環境や水辺資源が多く残る地域で、動植物の採餌場・休息場等の生息環境となっていることから、生態系への影響を最小限に留める必要があります。

森林の持つ機能を保全しつつ、土砂流出の防止や水源涵養、小動物の移動経路となる“緑の回廊（コリドー）”を森林と繋げるため緑の保全と復元に努めます。特に、水辺周辺には、多くの自然が残されています。樹林環境と水辺環境の保全を行い、生物の生息環境の分断を避け、水辺周辺の自然環境との連続性を保つことにより、生物の生息環境を保全します。

(2) 農業農村整備環境配慮エリア

農業農村整備環境配慮エリアは、地域環境、動植物の生息・生育環境への影響を最小限に抑えるように配慮するエリアで、主に基盤整備が行われていない地域です。また、現在整備途中の地域も対象とします。

農業農村整備環境配慮エリアは、農村の環境として、集落を取り巻く農地、ため池、二次林と人工林、草原等で構成されます。この農村の環境は、長い歴史の中できまざまな人間の働きかけを通じて、二次的自然に特有の生物相・生態系が成立し、自然と共生する豊かな生活文化が形成されてきましが、人手が入らず人目が届かなくなることが原因となって、動植物の生息・生育環境の質の低下、野生鳥獣害の発生、景観や国土保全機能の低下などの様々な問題が生じています。

生物の生息・生育環境としての農地整備と、生産性の確保の両立を考慮して、生物の生息環境の保全に配慮します。

なお、本エリアにおいて今後整備が完了した地域は、高生産農業振興エリアに移行します。

(3) 高生産農業振興エリア

高生産農業振興エリアは、基盤整備や農業用用排水施設整備をはじめとした一次整備が概ね完了した地域で、サトウキビやゴマ、園芸作物などの安定した生産量と品質の確保に努め、地域の特性を活かした安心・安全な付加価値の高い農業生産を推進するエリアです。

今後は、土壤改良（心土破壊、深耕等）、有機質肥料や堆肥の利用を活用した環境保全型農業の推進による、安定した農作物の生産や品質の向上を図ります。また、高収益作物の導入や6次産業化の取り組みに加え、特產品の開発やブランド化を推進します。

(4) 農村景観保全エリア

本町の農業と特徴的な段丘斜面、島民生活が織りなす風景を保全するエリアです。

農村景観は、地形や気候による地域独特の風土のもと、農業生産活動により形作られた農地、水路・ため池等の農業水利施設、人々の生活の営みの場となる集落、雑木林等により、歴史的・文化的な背景をもとに形成された景観です。

農地、水路、ため池等の農業用水利施設等は農村景観を構成する重要な要素であることから、農業農村整備事業の実施にあたっては、周辺景観との調和への配慮を含む環境配慮の検討を行うことが原則化されています。

農地周辺にある湧水池など水辺環境や、段丘斜面に広がる森林などの自然環境を保全し、維持される良好な農村景観と農業との連携を図りつつ、エコツーリズムに取り組み、本町の豊かな自然環境や歴史・文化などの地域資源を保全・継承していきます。

(5) 水辺環境保全エリア

水辺環境保全エリアは、各地域に点在するため池や湧水池などの水辺環境を中心に、周辺樹林地と併せて保全するエリアです。

ため池は、主に畠地かんがい用水として、湧水池は、地域住民の避暑地や生活用水、農業生産活動にも利用されています。また、魚介類や昆虫類、両生類の産卵場や渡り鳥などの安息の場など、多様な生物の生育・生息空間となっています。

ため池整備においては、沿岸帶の水辺移行帯の確保や周辺の樹林地とも併せて多様な生物の生息・生育環境となるとともに、移動経路の拠点となるように努めます。また、排水時における外来種の下流域への逸脱の防止に努めるなど、環境との調和に配慮します。

2. 環境特性と基本方針

環境特性	景観	農村環境で確認された主な希少種
<p>【水環境】 本町には、発達した河川がありません。各地域に点在するため池や湧水池が主な水環境となっています。このような水環境は、生活用水や農業用用水、避暑地や遊び場などに利用され、地域住民にとって重要な役割を担っています。 また、一部地域のため池や湧水池の下流域で田芋を栽培しています。本町において、水を湛水させて栽培する品目は、田芋のみであり、田芋畑を含めた周辺も湿润状態となっており、貴重な水辺環境となっています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ため池と周辺樹林地と調和した水辺景観 ・避暑地や遊び場、農作物の洗い場などに利用される湧水池などの水辺景観 ・田芋畑一帯の湿润環境の農地景観 	<ul style="list-style-type: none"> ●植物 <ul style="list-style-type: none"> ・タイワンアシカキ (st.2 坂嶺) ●両生類・爬虫類・哺乳類 <ul style="list-style-type: none"> ・ニホンイシガメ (st.2 坂嶺) ●昆虫類 <ul style="list-style-type: none"> ・ヒメイトトンボ (st.2 坂嶺) ・ヒメミズカマキリ (st.2 坂嶺) ・ヒメフチトリゲンゴロウ (st.4 川嶺) ・チャイロチビゲンゴロウ (st.4 川嶺) ・コガタノゲンゴロウ (st.2 坂嶺,st.4 川嶺) ●魚介類 <ul style="list-style-type: none"> ・ヤマトヌマエビ (st.2 坂嶺) ・サキシマヌマエビ (st.4 川嶺) ・サカモトサワガニ (st.2 坂嶺,st.6 手久津久) <p>(絶滅危惧 II 類以上を掲載)</p>
<p>【緑地環境】 本町の中央部には、最高点で211m を頂点とする百之台台地が東南から南北に走り、台地を中心にして断崖上で西側は緩やかな斜面に広大な耕地がひらけています。台地から下流域の農地の間は、段丘崖で大きな樹林地が形成されています。 百之台及び百之台周辺地域は、景観の維持、段丘斜面や森林の保護のため、国立公園区域に指定されています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農地や集落周辺の防風林や二次林などの農村景観 ・未整備農地の一帯に残る緑地景観 ・百之台から望む樹林・農地・集落などの農村景観 ・島の成り立ちを伝える段丘・段丘崖などの自然景観 	<ul style="list-style-type: none"> ●植物 <ul style="list-style-type: none"> ・ヤエヤマネコノチチ (st.4 川嶺) ・オキナワスズムシソウ (st.4 川嶺) ●両生類・爬虫類・哺乳類 <ul style="list-style-type: none"> ・オキナワキノボリトカゲ (st.3 阿伝,st.4 川嶺) <p>(絶滅危惧 II 類以上を掲載)</p>
<p>【生産・集落環境】 本町の農地では、畠地が広がり亜熱帯の特性を活かし、サトウキビ、ゴマ、かぼちゃやトマトなどの野菜を中心とした農業を展開しており、一部の農地で田芋を栽培しています。 集落内では、サンゴの石垣や美しく整えられた住宅の庭や生垣により、地域特有の集落景観が形成されています。 トンビ崎、志戸桶海岸及び荒木海岸一帯は、島の周囲を覆う隆起岩礁などの風致維持のため、国立公園区域に指定されています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・区画整理及び畠地かんがい施設が整備された生産性の高い畠地景観 ・未整備農地の一帯に残る緑地景観 ・田芋畑一帯の湿润環境の農地景観 ・ソテツ・ハチジョウススキなどによる法面植樹の畠地景観 <p>農地や集落周辺の防風林や二次林などの農村景観</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トンビ崎や荒木・中里遊歩道から望む海岸景観 	<ul style="list-style-type: none"> ●植物 <ul style="list-style-type: none"> ・ハリツルマサキ (st.1 小野津,st.7 中里) ・タイワンアシカキ (st.4 川嶺) ●鳥類 <ul style="list-style-type: none"> ・ミサゴ (st.5 赤連) ・サシバ (st.1 小野津,st.3 阿伝,st.4 川嶺,st.5 赤連, st.6 手久津久) <p>(絶滅危惧 II 類以上を掲載)</p>

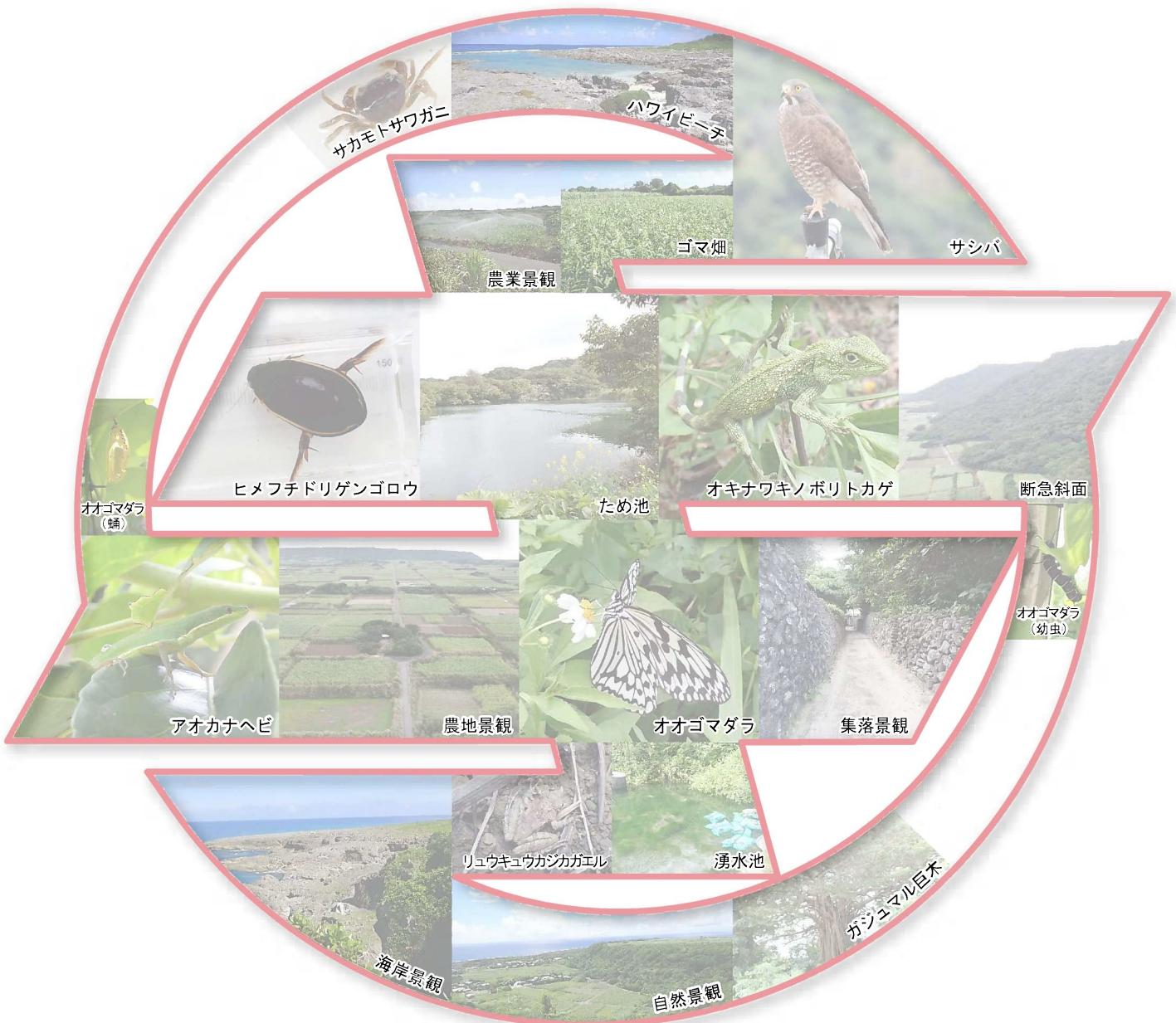
【農村環境保全の基本方針】

- ① 子や孫の世代まで続く活気あふれる農村づくり【社会環境】
- ② 地域特有の農村環境に配慮した農業農村整備事業の展開【生活環境】
- ③ 生態系ネットワークの確保と水資源の保全【自然環境】

今後の農業農村整備	環境配慮の基本方針	基本方針		
		1	2	3
■区画整理された優良農地を保全し、秩序ある土地利用を推進し、農村景観の形成と活力ある農業を展開します。	【生態系保全エリア】 <ul style="list-style-type: none">◆外来生物の放流や移入・拡散防止と駆除◆樹林地の適正な管理と保全による水源涵養機能と災害防止機能の発揮	●	●	●
■サトウキビや園芸作物等の生産安定と品質の向上を図るため、畑かん施設などの用排水施設整備や地力向上を図るための土層改良を推進します。	【農業農村整備環境配慮エリア】 <ul style="list-style-type: none">◆環境保全型農業の推進◆既存緑地帯の保全による周辺環境とのネットワークに配慮した整備の実施◆住民への鳥獣被害対策の周知や獵友会と連携した鳥獣害対策の実施◆工事の際ににおける仮設沈砂池や土砂溜設置による、土砂流出防止対策	●	●	●
■区画整理など、地域環境を大きく改変する事業については、環境調査を十分に実施し、環境配慮の5原則に基づき、環境との調和に配慮した事業実施に取り組みます。	【高生産農業振興エリア】 <ul style="list-style-type: none">◆環境保全型農業の推進◆堆肥や綠肥を活用した農業生産性の向上◆住民への鳥獣被害対策の周知や獵友会と連携した鳥獣害対策の実施◆水路や浸透池の定期的な堆積土砂の排除による土砂流出防止対策	●	●	●
■畠地帯のソテツなど在来種による法面植生や防風林、既存林等の保全を図り農村景観や生物多様性の保全に努めます。	【農村景観保全エリア】 <ul style="list-style-type: none">◆農地一帯の定期的な維持管理活動による優良農地と農地景観の保全◆集落内の石垣・生垣の維持管理・保全活動による集落景観の保全◆樹林地の適正な管理と保全による水源涵養機能と災害防止機能の発揮	●	●	●
■近年の集中豪雨等により、農業水利施設が被災しているため、効果的な防災・減災対策として排水路整備に取り組みます。	【水辺環境保全エリア】 <ul style="list-style-type: none">◆水辺環境の保全による生物多様性の確保◆水辺環境と樹林地環境との連続性の確保◆外来生物の放流や移入・拡散防止と駆除	●	●	●
■防災重点農業用ため池の廃止工事においては、外来種の流出防止に努め、生息・生育域の拡大防止に努めます。				
■農耕文化に関わる祭りや史跡を保全するとともに、伝統行事の継承に向けた集落の取り組みを支援します。				
■水土里サークル活動による農地維持及び生態系保全などの農村環境保全活動等、地域資源を保全する取り組みを支援します。				
■各種事業実施の際は、工事実施中の騒音や水路・海域への土砂流出防止に努めます。				

第3節 喜界町 農村環境計画図







喜界町農村環境計画

発行日 令和6年3月

編集・発行 喜界町役場 農業振興課

〒891-6292

大島郡喜界町大字湾1746番地

Tel 0997-65-1111(代表) FAX 0997-65-4316

<https://www.town.kikai.lg.jp/densan/home.html>